

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

つくば市長 五十嵐立青

市町村名 (市町村コード)	つくば市 082201
地域名 (地域内農業集落名)	筑波地区 (第19区 田中 水守 山木 田水山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 8月29日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70才以上で後継者が「未定」及び「不明」となっている農業者の耕作地は、将来遊休農地化が懸念されることから、地区内の認定農業者や新規就農者への円滑な集積・集約を進める必要がある。

畠を中心とした遊休農地、所有者が不明若しくは所有者が県外所有者等の連絡が取れない所については、行政と連携をして課題解決に取り組んでいく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

第19区の農地利用については、認定農業者に加え新規就農者を育成し、利用していく。農地の集約化や再分配により、農地の大区画化や耕作条件の改善を進め、担い手による引き受け意欲を高めることで土地の荒廃化を防ぐ。そのために地域と担い手が一体となって、継続的に農地利用について意見交換を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	354.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	354.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他耕作条件の悪い土地や担い手の見込みのない土地について、保全・管理を行う区域とするかは今後も協議していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

田に関しては大規模経営体への集積を進める、一方で農地中間管理事業の活用により畠の大区画化や耕作条件を改善し、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大および農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

関係者の合意形成を図り、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。

生産性の高い農地をまとめ準備することを検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市、農業協同組合、普及センター等関係機関が連携して、生産する農地の紹介や栽培技術等の支援を行い、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

耕作できなくなった農地を農業協同組合の関連会社等に委託するとともに、部分的な作業委託も検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①アライグマ等により畠作が荒らされる被害があるので対策を地区内で検討する。
- ②減肥料を実践している取り組みがあるので、更なる対策を地区内で検討する。
- ③可変施肥を活用して追肥を行っており、データでの管理も行っているので、更なる取り組みを地区内で検討する。